

令和6年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務

公募型プロポーザル審査要領

令和6年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度男性育児休業取得促進事業実施委託業務公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

- (1) 基本的な考え方及び想定される効果 (5点)
- (2) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催 集合型研修の開催 (20点)
- (3) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催 企業版両親学級の開催 (30点)
- (4) 共働き・子育てフェスの実施 イベント開催 (20点)
- (5) 共働き・子育てフェスの実施 周知 (10点)
- (6) 業務実施体制及びスケジュール (10点)
- (7) 経費見積 (5点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 開催日程(予定)

日時:令和6年5月14日(火)~17日(金)で調整予定

審査会に参加申し込みをした事業者に対して、開催日時及び場所を別途通知します。

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社20分以内とします。
- ② 順番は別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査の終了後、各審査委員の審査結果を集計し、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
(1) 基本的な考え方及び想定される効果	・事業目的を踏まえ、期待する事業効果が示されているか。	5
(2) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催	【集合型研修の開催】 ・講師や会場の選定は適切か。 ・研修内容が事業の趣旨に沿うか。 ・オンライン配信に工夫が見られるか。 ・参加者の募集は、広告デザインを含めて効果的か。	20
(3) 男性の育休取得促進のための県内企業向け研修の開催	【企業版両親学級の開催】 ・講師の選定は適切か。 ・参加者の募集は、広告デザインを含めて効果的か。 ・県内企業の参加を募るのための、独自性があるか。 ・企業版両親学級が、今後、県内企業等に浸透するよう、開催の意義が広くと周知されるか。また、今回企業版両親学級を開催する企業にとってもインセンティブとなっているか。	30
(4) 共働き・共育てフェスの実施	【イベント開催】 ・「共働き・共育て」を推進する機運醸成となる内容か。 ・ゲストや体験内容等は、子育て世代にとって魅力的か。 ・開催時期や場所は適切か。 ・集客目標の設定は妥当か。	20
(5) 共働き・共育てフェスの実施	【周知】 ・企業版両親学級を開催した企業情報の周知に工夫が見られるか。 ・集客に向けた周知広報が効果的か。	10
(6) 業務実施体制及びスケジュール	・オンラインへの対応を含めて、事業を円滑に遂行できる体制か。 ・業務の再委託を行う場合は、その役割分担が明確にされているか。 ・企業情報及び個人情報の取り扱いについて十分な配慮がなされているか。 ・スケジュールは確実な事業実施のために計画的か。	10
(7) 経費見積	・予算の範囲内であり、積算内訳及び根拠が具体的で、妥当か。 ・必要のない積算内訳はないか。	5